

平成26年1月 日

墨田区都市計画部長
南雲 昇 様

墨田区集合住宅条例等に係る「地域団体への説明」における要望書

昨年10月より亀沢地区では北斎通りまちづくりの会に「亀沢地区建替え調整協議会」を設立しました。亀沢地区における墨田区集合住宅条例等に係る地域団体への説明につきましては、この協議会と事業者との「建替え調整協議」として対応しております。

その中で、現在、亀沢4丁目にて工事中の「ウェリス錦糸町北斎通り」においては、大幅な計画の変更（敷地面積の大幅な増加、建物用途の変更、計画住戸の増加等）がありながら、その内容について地域団体へ十分な説明もなく、民間指定確認検査機関によって確認済証の交付がなされ、着工に至りました。事業者によれば、「計画の変更について地域団体への再度の説明義務については墨田区集合住宅条例の中にも明記されていないので、その必要はないと認識していた。」とのことでした。その後、開発調整課に変更届が提出されましたが、それは着工後のことでした。

変更内容の程度にもよりますが、今回のように事業者の都合で計画が大きく変更され、条例に明記されていないことを理由に、地域団体への説明もなく、着工に至ったことは、条例の趣旨にも合致しないものであります。

このようなことは、私ども地域団体としても了解できないものです。今後は同様のことがなきよう、墨田区集合住宅条例等における計画の変更に係る手続きの記載について検討していただくことを要望いたします。

北斎通りまちづくりの会会長 小林 俊介
亀沢地区建替え調整協議会代表 岸 成行

添付資料

- 1 計画変更後 協議記録（平成25年11月12日 午後6時 亀四町会会館）
- 2 計画変更前 協議記録（平成25年4月24日 午後6時 亀四町会会館）
- 3 協議会での事業者からの配布資料（抜粋）